

山梨県公報

号外第九十号

平成二十二年

十二月二十四日

金 曜 日

目 次

規 則

山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例施行規則……………一
山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………三

規 則

山梨県規則第三十九号

山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成二十二年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例(平成二十二年山梨県条例第四十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による山梨県立中小企業人材開発センターの指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理

者の選定のため知事が必要と認める書類

(利用料金の減額又は免除)

第三条 条例第十条第四項の規則で定める場合は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第三項に規定する認定職業訓練の実施のために利用する場合とし、減額し、又は免除することができる額は利用料金の三分の一の額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第二項の規定により条例の施行の前日に山梨県立中小企業人材開発センターの管理に関し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第二条及び別記様式の規定の例による。

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立中小企業人材開発センターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

山梨県規則第四十号

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年山梨県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を第五号とし、第一号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 学業成績証明書

三 申請者が属する世帯に係る所得に関する申立書（第二号様式）及び当該所得を証明する書類

第二条に次の一号を加える。

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第八条の三第三号中「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に、「次条第一号」を「次条」に改め、同条第四号中「第七条第五項」を「第八条第一項」に、「同条第八項」を「同条第四項」に改める。

第八条の四第二号中「介護保険法第七条第二十二項に規定する」を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（平成十四年三月三十一日までに貸与を開始した修学資金に関する特例）

2 平成十四年三月三十一日までに貸与を開始した修学資金に係る返還の免除については、第九条の規定にかかわらず、修学資金の貸与を受けた者が条例第六条第一項各号又は第八条各号のいずれかに該当することが明らかであると認められるときは、第九条の規定による申請があつたものとみなす。
第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

山梨県知事 殿 年 月 日

申請者 印

看護職員修学資金貸与申請書

次のとおり看護職員修学資金の貸与を申請します。なお、修学資金の貸与を受けることになったうへは、山梨県看護職員修学資金貸与条例及び山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の各条項を遵守します。

貸与申請額	円	貸与期間	年 月から 年 月まで
申請者	刀ガナ 氏名	学校・養成所	名称
	生年月日		年 月 日生
	本籍		学部（研究科）・学科
	住所		所在地
	電話番号	入学年月	年 月
		卒業（修了）予定年月	年 月
資格免許	種別	取得年月日	登録都道府県名（厚生労働省）
			登録番号
保証人	氏名	生年月日	年 月 日生
	本籍		年 月 日生
	住所	電話番号	電話番号
	職業		
	本人との続柄		

申請者が貸与を受ける修学資金については、本人と連帯として債務を負担します。

年 月 日

保証人 印
保証人 印

申請者を、山梨県看護職員修学資金貸与条例による看護職員修学資金の貸与を受けるべき者として推薦します。

年 月 日

学校・養成所の長 印

第2号様式(第2条関係)

所得に関する申立書

1 年中の所得状況(所得の有無に関係なく世帯員全員について記入すること。)

	氏名	続柄	生年月日	職業	所得額	同居・別居の別	備考
申請者		本人					
1							
2							
3							
4							
5							

2 年の所得状況見込(所得の有無に関係なく世帯員全員について記入すること。)

	氏名	所得見込額	備考
申請者			
1			
2			
3			
4			
5			

上記記載事項は、真実に相違ないことを申し立てます。

なお、申請後、この申立書に偽りがあることが明らかになった場合には、貸与不決定とされても異議はありません。

年 月 日

住所
氏名

印

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

決定番号 第 号

住 所

氏 名 印

電話番号

看護職員修学資金保証人変更願

次のとおり保証人の変更を承認してください。

新 保 証 人	氏 名	
	生 年 月 日	
	本 籍	
	住 所	電話番号
	職 業	
	本人との続柄	
旧保証人の氏名		
変 更 の 理 由		

ご承認のうえは、新保証人は本人と連帯して修学資金の返還の債務を負担します。

年 月 日

新保証人 印

第四号様式中「山梨県知事 氏 名 殿」を「山梨県知事 殿」に「氏名」を「氏電 姓」に改める。

第五号様式及び第六号様式中「山梨県知事 氏 名 殿」を「山梨県知事 殿」に「氏名」を「氏 名」に改める。
第七号様式から第十三号様式までを次のように改める。

第七号様式から第十三号様式までを次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者

住所

氏名

印

電話番号

看護職員修学資金返還債務免除申請書

次のとおり、看護職員修学資金の返還債務免除を申請します。

1 対象者

氏名		決定番号	
学校・養成所名	学部（研究科） 学科 年 月 （卒業 ・ 修了 ・ 退学）		

2 免除申請の内容

貸与額	円
免除申請額	円
免除を申請する理由	

3 勤務経歴

期間	就業施設等	状況（○印）
年 月 ～ 年 月		勤務中 ・ 退職
年 月 ～ 年 月		勤務中 ・ 退職
年 月 ～ 年 月		勤務中 ・ 退職
年 月 ～ 年 月		勤務中 ・ 退職
年 月 ～ 年 月		勤務中 ・ 退職

4 添付書類

注 上記勤務経歴を証明する書類（免除の対象となる期間分のすべて）を必ず添付すること。

第8号様式(第11条関係)

山梨県公報号外 第九十号 平成二十二年十二月二十四日

年 月 日

山梨県知事 殿

決定番号 第 号

住所

氏名 印
電話番号

保証人
住所

氏名 印
電話番号

保証人
住所

氏名 印
電話番号

看護職員修学資金返還計画書

次のとおり、山梨県看護職員修学資金の返還をいたします。

貸与額	円
返還すべき額	円
返還済額	円
返還方法	どちらかに○をしてください。 一括 ・ 分割 (年)
返還期間	年 月 から 年 月 まで
返還する理由	

年 月 日

山梨県知事 殿

決定番号 第 号

住所

氏名 印

電話番号

保証人

住所

氏名 印

電話番号

保証人

住所

氏名 印

電話番号

看護職員修学資金返還方法変更願

次のとおり看護職員修学資金の返還方法を変更してください。

貸与額		円
返還すべき額		円
返還済額		円
旧	返還方法	
	返還期間	年 月 から 年 月 まで
新	返還方法	
	返還期間	年 月 から 年 月 まで

第10号様式（第12条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名 印
電話番号

看護職員修学資金返還債務猶予申請書

次のとおり、看護職員修学資金の返還債務猶予を申請します。

1 対象者

氏名		決定番号	
学校・養成所名	学部（研究科） 学科 年 月（卒業・修了・退学）		

2 猶予申請の内容

貸与額	円
猶予申請額	円
猶予期間	年 月 から 年 月 まで
猶予を申請する理由	

3 添付書類

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名 印

電話番号

状況届

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則第14条第1項に基づき、次のことについて届け出ます。

1 対象者

氏名		決定番号	
学校・養成所名	学部（研究科） 学科 年 月 （卒業 ・ 修了 ・ 退学）		

2 氏名、本籍、住所又は職業の変更の場合

	変更後	変更前
氏名		
本籍		
住所	電話番号	電話番号
職業(保証人のみ)		

3 その他の届出事項

4 添付書類

第12号様式（第14条関係）

山梨県知事 殿 年 月 日

住所
氏名 印
電話番号

就業状況届

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則第14条第2項に基づき、就業状況を届け出ます。

1 対象者

氏名		決定番号	
学校・養成所名	学部（研究科） 学科 年 月 （卒業 ・ 修了 ・ 退学）		

2 就業状況

就業状況	1 勤務中		2 退職	
就業施設名			就業科・病棟名	
主たる業務	1 保健師業務 2 助産師業務 3 看護師業務 4 准看護師業務			
就業年月日	年 月 日	退職年月日	年 月 日	
休職期間	年 月 日 から 年 月 日まで			
備考				

注 「就業状況」及び「主たる業務」の各欄は、該当する算用数字を○で囲んでください。

就業施設記入欄

この申請者について、上記「2 就業状況」のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日 (就業施設の長) 印

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者

住所

申請者

電話番号

印

死亡届

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則第14条第3項に基づき、修学資金の貸与を受けた者が死亡したので、届け出ます。

1 貸与を受けた者

氏名		決定番号	
学校・養成所名	学部（研究科） 学科 年 月 （卒業・修了・退学・在学）		

2 添付書類

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に看護職員修学資金の貸与の決定を受けた者は、この規則による改正後の山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の様式を使用することができる。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番